

平成29年度

神奈川県高校生等奨学給付金のお知らせ(概要版)

～返還の必要はありません！

授業料以外の教育費にご活用ください～

※ 就学支援金とは別に申請が必要です。

申請できる方(次の要件を全て満たすことが必要です。)

- (1) 平成29年7月1日現在、保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。
〔保護者の方が神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお尋ねください。〕
※ 都道府県によって申請期限が異なりますので、7月中にご確認ください。
- (2) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した高校生等がいること。
- (3) 次のいずれかの世帯であること。

- 平成29年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受けている世帯
- 保護者全員の平成29年度の市町村民税所得割額が非課税である世帯
- ※ 一定の収入があるにもかかわらず、海外赴任等のため非課税となっている場合は対象外

【奨学給付金の対象となる高校生等とは】

- 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒です。
また、平成29年7月1日現在で高等学校等に在籍していなければなりません。
- 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の支給を受ける資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。

申請期間

平成29年7月3日(月)～平成29年10月2日(月)
書類審査がありますので、お早めにご提出ください。

※ 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

支給時期

10月末ごろを予定しています。

詳しいお知らせや申請書類は、事務室に用意していますので、お申し出ください。

問合せ先：鶴見高等学校 事務室 電話 045-581-4692

高校生等奨学給付金 給付対象者及び給付額確認シート

